

家賃調査表

No.

※運営方針第20第3項なお書きの期間（以下「家賃欠収期間」という。）を加算する場合は、特記事項欄に「借家人の退去日」及び「家賃欠収対象期間」を記載すること。

※家賃は消費税等抜家賃とする。

樣式第 2 号

No.

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

家賃減収補償金算定書

※1 ⑧の更新料相当額は、現契約において更新料の規定があり、かつ土地の使用期間中に更新期間が到来する場合に計上する。

※2 ⑨使用期間における地代補償額は、被補償者が借地権者（建物所有者）である場合は借地権者に対して支払われる地代補償額を計上する。